

市議会
9月定例会

一般会計、特別会計および企業会計
決算、一般会計補正予算などを提案

市議会9月定例会は、9月2日に招集されました。
主な議案についてお知らせします。

条例等

新規・改正合わせて6つの条例が提出されています。新規制定の2つの条例は、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度開始に伴い制定するものです。

補正予算

一般会計

歳入歳出それぞれ2,432,433千円を追加し、予算総額は56,291,483千円となります。



主な補正内容

▽決算剰余金を受けて財政調整基金積立金の増額 166,629千円

▽同じく減債基金積立金の増額 337,371千円

▽社会保障・番号制度の施行に伴う各種システム改修費の増 37,042千円

▽防犯カメラの設置費等防犯対策事業の増額 4,925千円

▽高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種化に伴う予防接種委託料等の増額 12,332千円

▽畜産原発対策事業の増額 41,127千円

▽住宅近接森林除染対策事業の増額 950,000千円

▽向原上竹線整備事業の増額 55,000千円

▽屋内市民プール整備事業の増額 349,972千円

▽国民健康保険特別会計
事業勘定においては、社会保障・番号制度の施行に伴う国保電算システム改修費の増額と前年度繰越金の確定による補正措置であり、直診勘定については、前年度繰越金の確定による補正措置です。

介護保険特別会計

介護事業勘定においては、社会保障・番号制度の施行に伴う介護保険システム改修費と、国・支払基金・県負担金等の返還金、前年度繰越金の確定による増額であり、介護サービス事業勘定については、前年度繰越金の確定による補正措置です。

東和簡易水道事業特別会計

第7配水池電磁流量計の修繕に要する経費を措置するものです。

平成25年度特別会計・企業会計決算の概要

特別会計

(単位：万円)

| 区分 | 国民健康保険 | | 後期高齢者医療 | 介護保険 | | 土地取得 | 公設地方卸売市場 | 工業団地造成事業 |
|----|---------|--------|---------|---------|------------|--------|----------|----------|
| | 事業勘定 | 直診勘定 | | 保険事業勘定 | 介護サービス事業勘定 | | | |
| 歳入 | 673,238 | 12,314 | 52,269 | 486,079 | 2,623 | 22,011 | 830 | 8,328 |
| 歳出 | 644,346 | 12,137 | 52,077 | 471,124 | 1,777 | 22,011 | 776 | 8,328 |
| 差引 | 28,892 | 177 | 192 | 14,955 | 846 | 0 | 54 | 0 |

| 区分 | 佐勢ノ宮住宅団地造成事業 | 安達簡易水道事業 | 岩代簡易水道事業 | 東和簡易水道事業 | 安達下水道事業 | 岩代下水道事業 | 茂原財産区 | 田沢財産区 | 石平財産区 | 針道財産区 |
|----|--------------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 2,892 | 2,503 | 11,478 | 30,940 | 22,620 | 6,610 | 142 | 27 | 272 | 11 |
| 歳出 | 2,892 | 2,418 | 11,464 | 30,935 | 22,620 | 6,608 | 115 | 21 | 257 | 8 |
| 差引 | 0 | 85 | 14 | 5 | 0 | 2 | 27 | 6 | 15 | 3 |

企業会計

(単位：万円)

| 区分 | | 工業団地造成事業 | 宅地造成事業 | 水道事業 | 下水道事業 |
|-----|----|----------|--------|--------|--------|
| 収益的 | 収入 | 0 | 0 | 94,367 | 63,075 |
| | 支出 | - | - | 85,077 | 62,569 |
| 資本的 | 収入 | - | - | 32,355 | 20,777 |
| | 支出 | - | - | 87,735 | 53,875 |

※一般会計については、10、11ページ「二本松市の財政」をご覧ください。

国保 だより

kokuho
dayori

毎年10月1日は 国保被保険者証の更新日です



被保険者証が届いたら氏名や住所などを確認

国民健康保険被保険者証は、1人1枚のカード型となっています。宛名が印字されている台紙に貼り付けてありますので、台紙から剥がしてお使いください。

被保険者証は簡易書留郵便で郵送しています。まだ受領されていない世帯主の方は、郵便局または下記までお問い合わせください。

被保険者証の有効期限

有効期限は、10月1日～翌年9月30日までです。ただし、途中で後期高齢者医療制度に加入する人は誕生日の前日、退職者医療制度に加入している人は退職者本人が65歳を迎える誕生月の末日が有効期限となります。

記載事項の変更

被保険者証は、9月1日現在で作成しています。その後、健康保険の切り替えなどで記載事項に変更が生じた場合は、お早めに届け出てください。届け出が遅れますと、国民健康保険税の過払い、またはさかのぼって賦課される場合があります。

学被保険者の方も更新

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(学被保険者証)も、10月1日に被保険者証を更新する必要があります。

該当される方にご案内の通知を送付していますので、更新手続きを忘れずにお願います。

次の場合は窓口での手続きが必要です

記載事項に変更があるとき

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
- ・社会保険等の保険証(社会保険に加入した方全員分)
- ・退職証明書等(社会保険を脱退した方全員分記載されているもの)

学被保険者証を更新するとき

- ・学被保険者証・在学証明書または学生証の写し ・印鑑

学被保険者証を廃止するとき

- ・学被保険者証 ・印鑑

※上記のものをお持ちいただき、国保年金課(市役所1階)または各支所地域振興課まで届け出ください。

国保税は納期限内に

納めましょう

皆さんの国民健康保険がきちんと運営できるよう、国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

納付期限から1年間納付がない場合には、被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになります。

◎問い合わせ:

国保年金課 国保年金係

☎(55)5106

10月の講座のご案内

要予約 定員：秋のふくろう飾り10人
ぶどうのかご飾り10人、一開張12人
※申込み切日を過ぎてキャンセル等の都合により受講可能な場合がありますのでお気軽にお問い合わせください。

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【秋のふくろう飾り講座】 開講日：10/5(日)、14(火) 時間：10:00～11:30 料金：1,100円 申込み切：各開講日の5日前 | 【ぶどうのかご飾り講座】 開講日：10/9(木)、11(土) 時間：10:00～12:00 料金：1,200円 申込み切：各開講日の5日前 |
| 【注意事項】 ・要予約、電話か窓口へ直接お申し込みください。 (FAXやメールでの受付はしていません) ・定員になり次第締め切らせていただきます。 ・材料のみの販売はしていません | 【毎月開催！一開張講座】 開講日：10/16(木)、21(火)、26(日) 時間：10:00～12:00 料金：600円(※材料費別途料金) 申込み切：各開講日の前日 |

お申し込み・お問い合わせ：二本松市和紙伝承館 ☎61-3200

二本松「道の駅」安達上・下線

小さい秋みつけた!! 第二弾秋章

オータムフェア

10/1(水)～10/31(金)

道の駅安達 大感謝祭開催!!

美味しい・楽しい秋! 道の駅でみつけよう!!